

物価等の変動に基づく請負代金額の変更（単品スライド条項の運用）について (鯖江市工事請負契約約款第 25 条第 2 項の運用)

鯖江市では、市が発注する工事(施工中の工事を含む。)において、最近の工事資材価格の高騰を踏まえ、公共工事の品質を確保するとともに請負業者の負担軽減を図る観点から、鯖江市工事請負契約約款第 25 条第 2 項に基づく請負代金額の変更を円滑に行なうことができるよう、下記のとおり本条項の当面の運用ルールを定めました。

1 . 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油、ガソリンなど）

8月19日より「鋼材類」にダクタイル鋳鉄管を追加

【スライド適用の対象工事】

「鋼材類」、「燃料油」の品目ごとに入札時点と実際の搬入時・購入時における資材価格の変動額が、当該工事の請負代金額の1%を超えるものがある工事

2 . スライド条項の適用手続

(1) 適用日 平成 2 0 年 6 月 3 0 日

ダクタイル鋳鉄管の適用日は8月19日とする。

(2) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに請求 工期末に変更契約

(3) 証明書類の提出（必須）

請負者は、請負者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

証明書類により確認ができない場合、当該対象材料はスライド条項の適用外となる場合もある。

3 . スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 現場に搬入された月の実勢価格

(注) 複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格

(注 1) 複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

(注 2) 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

4 . スライド額の計算で用いる対象数量

- ・ 設計図書に記載された数量
- ・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- ・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

5 . スライド額（S）の計算

【鋼材類】{ 搬入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格 } × 対象数量（上記4）... (注)
+) 【燃料油】{ 購入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格 } × 対象数量（上記4）... (注)
-) スライド前の請負代金額の1%相当額

スライド額（S）

(注) 請負者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

6. その他

部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

請負者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

工期末が平成20年9月30日以前である工事についての適用申請は、7月30日まで

ダクティル鉄管を含む工事の工期末が平成20年10月30日以前である工事についての適用申請は、9月30日までとする。

単品スライド(工事請負契約約款第25条第2項)

対象資材: 鋼材類、燃料油

